

1 ■019■ 物的証拠収集のための強制捜査（明文規定あるもの）

2 ◎個々の処分の定義と根拠条文を正確に理解しよう。

3 * 捜索の定義と根拠条文

4
5 ・「人の発見」は何のため？

6
7 * 差押の定義と根拠条文

8
9 ・記録命令付差押の定義

10
11 * 領置の定義と根拠条文

12
13 ・なぜこれが強制処分なの？

14
15 ● 司法警察員が、覚せい剤を注射して使用した被疑者により公道上に投棄された注射器
16 を領置するとき、裁判官の発する令状を必要とする。(司)

17 ● 捜査機関に対し、証拠物を任意に提出することができる者は、当該証拠物の所有者に限
18 られる。(司)

19
20 * 検証の定義と根拠条文

21
22
23 ● Aの私有地である建築現場において、重機が倒れ、そばにいた現場作業員が死亡したと
24 いう業務上過失致死事件において、司法警察員は、事故発生当時の建築現場の状況を調
25 べたいのだが、Aはこれを拒否している。この場合、建築現場の検証許可状によって当
26 該処分を直接行うことができる。(ブ)

27
28 ・身体検査の定義と根拠条文

29
30 ・身体検査って検証なのに、なぜくり出している？

31
32
33 ● 身体検査令状により身体を検査することができる対象は、被疑者に限られており、被
34 疑者以外の者の身体を検査することはできない。(司)

35 ● 身体を拘束を受けている被疑者の指紋又は足型を採取するには、被疑者を裸にしない場
36 合であっても、身体検査令状によらなければならない。(司)

37 ● 身体検査令状により女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち
38 合わせなければならない。(司)

39
40 ・通信傍受法が規制している通信傍受の定義と根拠条文

41
42

1 *鑑定に関する様々な定義、条文

2
3 ・鑑定とは？

4 *鑑定人に関する規定(165～174条)と鑑定受託者に関する規定(223～225
5 条)がある。捜査段階で捜査機関が専門家に依頼して鑑定してもらった場合、
6 この専門家は鑑定人？ 鑑定受託者？

7
8 *鑑定受託者が行える強制処分は225Ⅰ・168 ←この書き方に慣れよう

- 9
- 10 ●司法警察員が、私文書偽造被疑事件につき、偽造文書に記載された文字の筆跡と被疑者
11 の筆跡の同一性を確認するため、科学捜査研究所に筆跡の鑑定を嘱託するとき、裁判官
12 の発する令状を必要とする。(司)
- 13 ●裁判所から鑑定を命じられた鑑定人も、捜査機関から鑑定を嘱託された鑑定受託者も、
14 故意に虚偽の鑑定をしたときは、虚偽鑑定罪(刑法第171条)で処罰されることがある。
15 (司)
- 16 ●鑑定人も鑑定受託者も、自らの意思により辞任することができる。(司)
- 17 ●鑑定人による鑑定を実施する際、必要があるときは、被告人を鑑定留置することができ
18 るが、鑑定受託者による鑑定を実施する際にも、同様に、被疑者を鑑定留置することが
19 できる。(司)
- 20 ●鑑定人は特別の許可状なく墳墓の発掘又は物の破壊等の処分を行うことができるが、鑑
21 定受託者が同様の処分を行う際には、鑑定処分許可状が必要である。(司)
- 22 ●鑑定人は、裁判所から許可を受けて行う身体検査を被検査者が拒んだ場合には、裁判官
23 に対し、被検査者の身体検査を請求することができるが、鑑定受託者は、そのような請
24 求をなし得ない。(司)

25
26 *提出命令の定義と根拠条文

27
28 ・提出命令という強制処分は誰が行うもの？ 捜査機関は行える？

29
30 *押収という言葉の意味(刑訴法上の意味&憲法上の意味)を整理しておこう。

31
32
33
34
35
36 ■020■ 憲35の構造

37 ◎憲法35条の構造を正確に理解しておこう。

38 ◎【021】～【023】において、憲法35条の要求を「書かれた法」自体が満たしているか、
39 そして、「書かれた法」はともかく「生きた法」は満たしているかを検討していく。今後
40 レクチャーを聴くにあたり、今やっている箇所は「書かれた法」を検討しているのか、
41 「生きた法」を検討しているのかを意識し、混乱しないようにしよう。

42
43
44

1 ■021■ 正当な理由（憲35Ⅰ）

2 ◎憲法35条1項「正当な理由」が認められる要件は3つ（2つ+1つ）ある。

3 *何？

4
5
6 *特に1つめと2つめは、一般令状がもたらす弊害を防止するために設けられた。
7 ところで、一般令状って何？

8
9 ◎要件(1)について、刑訴法上の根拠規定を説明せよ。

10
11 ◎要件(2)について。

12 *関連性には2種類ある。何と何？

13
14 *刑訴法上の根拠規定を説明せよ。

15
16 ・関連性という観点から見て、222Ⅰ、100Ⅰ・102Ⅰの問題を説明せよ。

17
18 ・その問題につき、あなたはどのように解釈して解決する？

19
20
21 ●被疑者以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認
22 めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。（司）

23
24 *パソコン関連の差押で特に問題になる点について。

25 ・判例学習11の判例の事案を簡単に説明できるかな？

26 *差し押さえられたのは何？

27
28 *何が問題として検討された？

29
30 *最高裁はどんな判断をした？

31
32
33 ●捜索差押許可状で差し押さえようとしているパソコンの中に、被疑事実に
34 関係する情報が記録されている蓋然性が認められる場合において、そのような情報が実際に記録されて
35 いるかをその場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは、
36 内容を確認することなしにパソコン自体を差し押さえることができる。（司）

37
38 *PC、インターネット関連の差押に生じる問題を解消するため、2011年に法改正が
39 行われた。新たに認められるようになった強制処分を説明できるかな？

40 条文だけ挙げておいたので、それらの条文が何を規定しているか説明しなさい。

41 ・222Ⅰ、110の2

42
43 ・218Ⅰ

44
45 ・218Ⅱ

46
47 ・222Ⅰ、111の2

- 1 ●差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、裁判官の発する令状に
2 より差押えを実施する者は、その差押えに代えて、差押えを受ける者に差し押さえるべ
3 き記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転さ
4 せた上、当該他の記録媒体を差し押さえる権限を有する。(司)
- 5 ●差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、裁判官の発する令状に
6 より搜索又は差押えを実施する者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他
7 の必要な協力を求めることができる。

8
9 *さて、関連性については、その有無だけではなく、程度も問題にされる。

10 ・判例学習 10 の判例の事案を説明できるかな？

11 *搜索差押の対象となっている事件は何罪？

12
13 *起訴されたのは何罪？

14
15 *令状の「差し押さえるべき物」には何と記載されていた？

16
17 *実際に差し押さえたのは何？

18
19 *判例はどういう理屈で「恐喝事件」とその差押物との関連性を認めた？

20 ・この判例に対し、一定の批判がある。

21 *どんな批判？

22
23 *判例を批判する人は、関連性の程度についてどのような見解をとる？

24
25
26 *別件搜索をしているわけではなくて、ホンマにたまたま別罪の証拠を発見したとき、
27 それを差し押さえる手続として3つのパターンがある。説明できる？

28
29
30
31 ・実務では、差押目的物以外の物を詳細に写真撮影することがある。
32 これにはどのような問題がある？

33
34 ◎要件(3)について。相当性という概念の意味はもうわかるよね？

35 *刑訴法上の根拠条文は？

36
37
38 *裁判官は相当性の審査をすることはできないという凄い主張を検察官がしていて、
39 その主張を裁判所が排斥したのが判例学習 12。國學院の学生は丸暗記せよ！（嘘）

40 ・原審による比例原則のあてはめを整理しておこう。

41 *必要性（当該証拠物の必要性）について何を述べている？

42
43
44 *相当性（差押によって失われる利益）について何を述べている？

45
46
47
48 ●搜索令状の発付の請求を受けた裁判官は、犯罪の嫌疑及び証拠等の存在の蓋然性が認め
49 られる場合は、必ず令状を発付しなければならない。(フ)

1 *既に利益衡量した結果、ケース・バイ・ケースの判断でなく、押収拒絶権として固
2 定化されているものがある。条文はわかるかな？

3
4
5 *報道機関にも押収拒絶権を認めるべきかという問題が提起されている。

6 ・マスコミの「取材の自由」は憲法21条により認められているんだけど、なぜ
7 だか説明できる？ 人権各論を解説している憲法の教科書をみて答えなさい。

8
9
10 ・取材の自由を侵害するのではないかという観点から相当性が問題になった事案
11 をみてみよう。

12 *まず判例学習13。この判例は取材の自由という権利を一切制約できな
13 いとは考えなかった。それでは、取材の自由と比較衡量すべき他の利
14 益として何を挙げている？

15
16
17 *次に最決平元・1・30。判例学習13のコメント中に紹介されている。

18 ・捜査の必要性と取材の自由という権利を比較衡量しているのだが、
19 一般的にその基準を説明した部分を説明せよ。

20
21
22 ・その基準をあてはめた部分を説明せよ。

23
24
25 *最後に最決平2・7・9。判例学習13のコメント中に紹介されている。

26 ・捜査の必要性と取材の自由という権利を比較衡量しているのだが、
27 あてはめた部分を説明せよ。

28
29
30 *最決平元・1・30のあてはめと、最決平2・7・9のあてはめを簡単に
31 比較してみよう。

32

	差押の必要性の高さ	侵害される利益の高さ
平元・1・30		
平2・7・9		

33
34
35 ■022■ 場所および物の明示（憲35Ⅰ）

36 ◎さて、「場所及び物」の明示に移ろう。明示の趣旨について。

37 *明示の趣旨について、争いがない点は？

38
39
40 *争いがある点は？

41
42
43 ◎捜索差押許可状に何を書かねばならないかは219条が規定している。219条をみながら
44 動画の中で表示されたサンプルをみて、条文の要求をどのような形で具体化しているか
45 理解しなさい。

1 ◎では、場所の明示から。どのような書き方をしたら明示したことになるのかにつき、ほ
2 とんど争いはない。憶えておこう。

3 *「管理権の個数」という表現を正確に理解しよう。

4 cf. サンプルには「Hマンション101号室」と書いてあるが、仮に「Hマンシ
5 ョン」と書いてあったら、違法？

8 ●被疑者甲がスーパーマーケットに農薬入りの食品を置いて同スーパーマーケットの経
9 営者から金員を恐喝した事件で甲方を捜索（差し押さえるべき物を農薬とする甲方に対
10 する捜索差押許可状が発付されている）中、司法警察員が、甲方の敷地内に甲所有の自
11 動車があったので、その車内を捜索すること（甲は拒否している）は、当該捜索差押許
12 可状によって許される。（司）

13 ●司法警察員は、捜索すべき場所を会社事務所とする捜索差押許可状により同事務所を捜
14 索するときは、同事務所にある金庫内を捜索することはできない。（予備）

15 ◎物の明示についてはやっかい。

16 *令状中の「差し押さえるべき物」という欄に書いてあるところにきっちりはっきり
17 書きかねばならないと言いきってしまうのであれば楽なのだが、そうもいかない。
18 なぜだろうか。物証中心主義という言葉を使って説明せよ。

20 *では、その欄と、特にどこの欄を合わせて考慮して判断すべき？

22 *刑法犯の場合はあまり問題ないのだが、特別刑法犯の場合の運用に問題あり。

23 •特別刑法犯の場合、実務（生きた法）の世界では、令状の「被疑者に対する
24 ■■被疑事件」という部分をどのように記載している？

26 •特別刑法は、犯罪をどのような形で規定しているか理解しておこう。

27 例として、判例で問題になった地方公務員法を見て、種々雑多な犯罪がまと
28 めて規定されていることを知ろう。

29 ex. 13条、15条、19条、37条 などなど ⇔60～62条

31 •何が問題がわかってきたかな？ 令状に「地方公務員法違反被疑事件」とだけ
32 書いてあった場合、どんな犯罪なのかわかる？

34 *以上の知識を前提に、判例を見てみよう。判例学習14の事案だ。

35 •本件の令状の罪名部分には何と書いてあった？

36 •「差し押さえるべき物」の欄には何と書いてあった？

37 •それぞれにつき、最高裁はどのように結論した？

38 •本判例の意義と射程につき、判例学習を熟読しておくこと。

39 *特別刑法の場合、罰条（例えば60条2号とか）の記載をせよという主張があるの
40 はなぜ？

1 ●捜索差押許可状には、被疑者の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身
2 体若しくは物、有効期間等を記載しなければならないが、特別法違反の罪については、
3 被疑事件を特定するため、罪名のほか、その罰条又は犯罪事実を記載しなければならない。
4 (司)

5
6
7 ■023■ 各別の令状（憲35Ⅱ）および令状の執行

8 ◎さあ、「各別の令状」に移ろう。各別の令状を要求する趣旨について争いがある。

9 *①説を説明せよ。

10
11
12 *②説を説明せよ。

13
14
15 ◎判例学習15の事案を検討しよう。

16 *事実関係をまず整理。

17 ・捜索差押許可状が発付された対象事件は、誰の事件？ A？それともX？

18
19 ・令状には捜索する場所をどこに記載していた？

20
21 ・被告人は、どこで、何をしていた？

22
23 *判例は当該差押を適法とした？ 違法とした？

24
25 *あなたは、各別の令状が要求される趣旨について①説、②説のどちらを採用する？
26 そして本件についてどのようにあてはめる？

27
28
29 ●判例理論によれば、マンションの居室を捜索すべき場所とする捜索令状によりその居室
30 にいる者が携帯するかばんの中を捜索することが許されることはない。(ブ)

31 ●覚せい剤所持の嫌疑で被疑者A宅を捜索する際に、司法警察員は、立会いをしているA
32 が下着の中に覚せい剤を隠しているかどうか確かめるため、Aを全裸にして調べたいの
33 だが、Aはこれを拒否している。この場合、A宅に対する捜索差押許可状によって当該
34 処分を直接行うことができる。(ブ)

35
36 ◎場所の概念につき争いがある事例（最決平19・2・8）についても、判例学習15のコメ
37 ントを熟読して、あなたならどのようにあてはめるかを説明せよ。

38
39
40
41 ●人の住居に対する捜索差押許可状の効力は、令状呈示後に同住居に搬入された物品には
42 及ばないから、甲に対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、捜索場所を甲方居室、
43 差し押さえるべき物を覚せい剤等とする捜索差押許可状に基づき、警察官が甲立会いの
44 下に同人方居室を捜索中、甲宛てに届き、甲が受領した宅配便の荷物について、警察官
45 は、甲の承諾を得ることなくこれを開封して中身を確認することはできない。(司)

1 ◎最後に、令状の執行に関する規定を確認しておこう。

2 *令状の執行に関する刑訴法上の規定を全て確認せよ。

- 3 ・単調な作業になりがちなので、短答問題を解きながら確認していくとメリハリ
4 がついてよいと思う。
5 ・こういう面倒な作業を怠る学生が多く、差が出やすいので、法学検定試験や既
6 修者認定試験や司法試験予備試験ではこの領域に関する短答問題を多く出し
7 てきた（んだと思う）。地道な作業を決して怠らないように！
8 ・これらの規定につき生じている解釈論上の問題については、テキストでさらっ
9 と読んでおく程度でとりあえずOK。ただし、判例学習16は、コメントも含
10 め、熟読しておくこと。

11 ●検察事務官は、搜索令状の発付を請求することができる。（ブ）

12 ●検察事務官が、裁判官が発付した搜索差押許可状により、被疑者の居宅を搜索したのは
13 違法である。（司）

14 ●搜索令状には、被疑者の氏名、罪名、搜索すべき場所等のほかに被疑事実の要旨を必ず
15 記載しなければならない。（ブ）

16 ●搜索差押許可状の執行に当たっては、その着手前に、処分を受ける者に対して搜索差押
17 許可状を示さなければならないから、乙に対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、
18 搜索場所を乙方居室、差し押さえるべき物を覚せい剤等とする搜索差押許可状の発付を
19 受けた警察官が、来意を告げることなく、施錠された乙方居室のドアを家主から借り受
20 けた合い鍵で開けて室内に立ち入り、その後初めて乙に同令状を呈示することは、乙
21 が覚せい剤を洗面所に流すなど差押対象物件を破棄隠匿するおそれがある場合であつ
22 ても違法となる。（司）

23 ●被疑者甲が強姦の模様を撮影した写真があると脅迫して強姦の被害者から金員を恐喝
24 した事件で甲方を搜索した（差し押さえるべき物を写真フィルムとする甲方に対する搜
25 索差押許可状が発付されている）ところ、司法警察員が、甲方から未現像の写真フィル
26 ムを差し押さえたので、それを警察署において現像すること（甲は拒否している）は、
27 当該搜索差押許可状によって許される。（司）

28 ●捜査機関は、人の住居に対する搜索差押許可状の執行中は、何人に対しても、許可を得
29 ないでその場所に入入りすることを禁止することができるから、居住者であっても許可
30 を得ないで住居に立ち入ろうとした場合は、これを制止することができる。（司）

31 ●司法警察員は、搜索差押許可状により被疑者以外の者の住居を搜索するときは、あらか
32 じめ、その者に執行の日時を通知しなければならない。（予備）

33 ●司法警察員は、搜索差押許可状により被疑者以外の者が一人で居住しているアパートの
34 居室を搜索するときに、その者を立ち会わせることができなければ、アパートの管理人
35 を立ち会わせて搜索することができる。（予備）

36 ●司法警察員は、搜索差押許可状により被疑者の住居を搜索するときは、被疑者の同居人
37 である妻が立ち会う場合であっても、被疑者をこれに立ち会わせなければならない。（予
38 備）

39 ●司法警察員は、搜索差押許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなくても、
40 日没前に同許可状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することがで
41 きる。（予備）
42

1 ■024■ 令状によらない捜索・差押・検証（憲35Ⅰ）

2 ◎憲法35条に照らして対物的強制処分に関する書かれた法や生きた法を検討してきたが、
3 いよいよ最終段階だ。憲35Ⅰが認めている例外について検討しよう。

4 ◎まず規定を確認しよう。

5 *前提として、憲35Ⅰ「第三十三条の場合を除いては」の意味を正確に理解。

6 *憲35Ⅰを受けて刑訴220ⅠとⅢを読む。

7
8 ●現行犯人を逮捕した私人は、逮捕の現場で令状によらずに差押えできる。(司)

9 ●司法警察員が、被疑者を逮捕する場合において必要があるときに、被疑者の知人の住居
10 に入り被疑者の捜索をするとき、裁判官の発する令状を必要とする。(司)

11 ●被疑者甲を逮捕しようとしたところ、甲が逃走し、A宅に逃げ込んだので、司法警察員
12 は、甲を発見し身柄を確保するため、A宅の中に立ち入りたいのだが、Aはこれを拒否
13 している。この場合、甲に対する逮捕状によって当該処分を直接行うことができる。(プ)

14 ●司法警察員は、被疑者を緊急逮捕した現場で差押えをした場合において逮捕状が得られ
15 なかったときは、直ちに差押物を還付しなければならない。(司)

16
17 ◎なぜ憲35Ⅰは逮捕の場合に例外を認めているのか？

18 *この点につき争いあり。見解が一致している点と、分かれている点がある。

19 *見解が一致しているのは2点。何か？

20
21
22 *見解が分かれている部分について対照的な2説を紹介する。

23 a. 緊急処分説。この説はどんな説？

24 b. 相当説（合理説ともいう）。この説はどんな説？

25
26
27 *2つの説の考え方の根本的違いは、何か？

28
29
30 *判例はどちらの見解を採用している？

31
32
33 ◎さて、このような憲法解釈の争いは、刑訴法220Ⅰの解釈の争いに直結する。

34 *時間的範囲の問題。220Ⅰ柱「逮捕する場合」の解釈

35 ・憲35Ⅰにつき緊急処分説に立つと、どのような解釈になる？

36
37 ・憲35Ⅰにつき相当説に立つと、どのような解釈になる？

38
39 ・判例学習17をよく読み込んでおこう。

40 *事案を簡単に説明せよ

41
42
43 *この判例は、どちらの解釈を採用したのかな？

44
45 *この判例につき、憲法解釈上の争いと直結する批判とは別に、実際上の観
46 点からみてどのような批判がなされている？

1 *場所的範囲の問題。220Ⅰ②「逮捕の現場」の解釈

2 ・憲35Ⅰにつき緊急処分説に立つと、どのような解釈になる？

3
4 ・憲35Ⅰにつき相当説に立つと、どのような解釈になる？

5
6 ・東京高判昭44・6・20（判例学習17コメント中に紹介されている）について
7 *事案を簡単に説明しなさい。

8
9
10 *緊急処分説に立った解釈によると、どのようなあてはめになる？

11 *相当説に立った解釈によると、どのようなあてはめになる？

12 ・東京高判が実際に行ったあてはめにとらわれずに考えてみよう。

13
14
15
16 ・判例学習18の論点2関連部分をよく読んでおこう。

17 *論点2に関連する部分のみ、事案を簡単に説明しなさい。

18
19
20 *緊急処分説に立った解釈によると、どのようなあてはめになる？

21
22 *相当説に立った解釈によると、どのようなあてはめになる？

23 ・最高裁が実際に行ったあてはめにとらわれずに考えてみよう。

24
25
26 *最高裁は当該処分を適法としたのだが、「逮捕の現場」という規範をどのよ
27 うに適用した？

28
29
30 *あなたは、最高裁のアプローチは強制処分法定主義違反と考えるか？

31
32
33
34
35 ●刑事訴訟法第220条第1項第2号及び同条第3項において、被疑者を逮捕する場合に
36 において必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに捜索・差押えをすること
37 ができるとされている根拠に関する考え方として、「逮捕の現場には証拠の存在する蓋
38 然性が一般的に高いため、裁判官による事前の令状審査を行う必要性がない」という考
39 え方に立つても、捜索・差押えの対象は、逮捕の理由とされた被疑事実に関する証拠物
40 に限られる。(司)

41 ●刑法第220条第1項第2号及び同条第3項において、被疑者を逮捕する場合において
42 必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに捜索・差押えをすることができ
43 るとされている根拠に関する考え方として、「逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が
44 一般的に高いため、裁判官による事前の令状審査を行う必要性がない」という考え方に
45 立つと、「逮捕の現場」は、令状が発付されたとしたら捜索が可能である範囲、すなわち、
46 逮捕の場所と同一の管理権が及ぶ範囲内の場所と考えられる。(司)

47
48
49

- 1 ●刑訴法第220条第1項第2号及び同条第3項において、被疑者を逮捕する場合において
2 必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに捜索・差押えをすることができ
3 るとされている根拠に関する考え方として、「逮捕の際には被逮捕者により証拠が隠滅
4 されるおそれが高いため、これを防止して証拠を保全する緊急の必要性がある」という
5 考え方に立つと、「逮捕の現場」は、被逮捕者が証拠を隠滅することが可能である被逮捕
6 者の手が届くなどの事実的支配が及ぶ範囲内の場所と考えられる。(司)
- 7 ●刑訴法第220条第1項第2号及び同条第3項において、被疑者を逮捕する場合において
8 必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに捜索・差押えをすることができ
9 るとされている根拠に関する考え方として、「逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が
10 一般的に高いため、裁判官による事前の令状審査を行う必要性がない」という考え方に
11 立つと、被逮捕者の身体を捜索する場合、被逮捕者を逮捕した現場で直ちに捜索を実施
12 することが適当でないときであっても、捜索の実施に適する最寄りの場所まで連行して
13 捜索することはできない。(司)
- 14 ●刑訴法第220条第1項第2号及び同条第3項において、被疑者を逮捕する場合において
15 必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに捜索・差押えをすることができ
16 るとされている根拠に関する考え方として、「逮捕の際には被逮捕者により証拠が隠滅
17 されるおそれが高いため、これを防止して証拠を保全する緊急の必要性がある」という
18 考え方に立つても、被逮捕者をその住居で逮捕してから警察署まで連行した上、その後
19 に逮捕の現場として同住居を捜索することができる。(司)
- 20